

『都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開』の概要

第1章 東京農業を取り巻く状況

経済・社会情勢の変化 P. 2

【転換を迫られる我が国の農政】

○後継者不足等が解消されず、また食料の外国依存体質の転換が迫られる中、国は戸別所得補償制度・6次産業化など農政を転換

【揺らぐ食の信頼】

○事故米の不正転売や産地偽装表示などの食に関わる事件の多発、原子力発電所事故に伴う農畜産物の放射能汚染など、食の安全性に対して揺らぐ信頼

【都市農業・農地に対する評価の高まり】

○多面的機能を有する都市農業・農地の評価が高まり、都市農地保全に向けた地方自治体や国の動きが活発化

東京農業の現状と課題 P. 3

【地域特性を活かした特色ある東京農業の現状】

○認定農業者は10年間で2.5倍、エコファーマーは6年間で7倍になるなど意欲ある農業者が増加する一方、農地は10年間で1,330ha喪失

○都民の東京農業への期待と関心は高く、農業の支え手の一つとなっている援農ボランティアが約1,800名に増加

【東京農業が抱える課題】

○収益性の高い新たな農業経営の展開に向け、人材育成、経営体強化、農地の利活用促進などによる産業力の強化

○民間・行政一体となった農産物の安全性確保、品質管理や積極的な情報提供による食の信頼向上に向けた取組

○多面的機能の持続的な発揮に向けた農業者への支援体制などの環境づくり

第2章 東京農業の振興方向

新たな視点：『東京農業の持つ潜在力を発揮した力強い農業の推進』

東京農業の特性を活かした産業力の強化 P. 7

【東京のポテンシャルを活かした魅力ある農業経営の確立】

○大消費地の優位性を活かし、経営の多角化や農商工連携の推進、都民ニーズを開拓した新しい農業経営の確立、様々な経営規模の農業者が連携した地域農業の生産力強化

【東京オリジナルの商品開発とブランド化の推進】

○農業者や企業の地場農産物を活用した新商品開発への総合的支援の強化、新品種の研究開発や農産物等のブランド化の推進

【意欲ある担い手、多様な担い手の確保・育成】

○農業者の技術・経営支援の充実、女性農業者の感性や能力を発揮した取組の推進、新規参入に意欲ある都民や企業、援農ボランティアを育成

【農業生産基盤整備と農地の保全・利活用の促進】

○地域特性に応じた農業生産基盤整備、農地の貸し借りや耕作放棄地の再生など農地の利活用を促進する仕組みの充実・強化

都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進 P. 10

【農畜産物の安全・安心の確保に向けた取組の充実・強化】

○農畜産物の安全・安心を確保する生産技術の開発と普及、農薬や放射性物質などの継続的調査、安全・安心に係る情報発信の充実

【都内産農産物の地産地消の推進】

○都心、多摩、島しょなど、東京全域をエリアとした地産地消のネットワークの整備、学校給食、量販店、飲食店など販売チャンネルの多様化

【環境に優しい農業の推進】

○農薬や化学肥料など環境負荷を低減する技術の開発と普及、環境保全型農業を推進するための制度の再構築

【植物防疫・家畜防疫対策等の強化】

○ウメ輪紋ウイルス病等農産物の病害対策や口蹄疫等家畜伝染病の危機管理体制の強化、農作物の獣害防止対策の強化

豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献 P. 14

【農業・農地の多面的機能を発揮したまちづくりの推進】

○農業・農地の多面的機能を一層開拓・発揮したまちづくりの推進、都民と農業のふれあいの場の充実、防災機能発揮のための取組の推進

【都内産農産物や農業体験を通じた食育の推進】

○都内産農産物の学校給食への提供や農業体験学習の充実、幅広い主体による多様な食育活動の推進

【都内産緑化植物で都市緑化を推進】

○都内産緑化植物の流通を促進し、花と植木の地産地消を推進

【都民とともに作り育てる東京農業の推進】

○東京の山村・島しょ・都市地域で農を通じた人の交流の活発化、都民と農業者の相互理解を促進し、都民や農業者の声を活かす仕組みを充実

第3章 都市農業・農地に係る制度の改善

都市農業・農地の現状と再評価の動 P. 18

【農業者の危機意識と経営向上への意欲】

○相続が発生した場合の農業経営継続への農業者の危機感

○農地の借入などによる規模拡大を目指す農業者の存在

【都市農業・農地に関する国の動向】

○都市農業・農地を再評価し、持続的な存在としてその役割を活かそうとする政策転換の兆し

都市農業・農地の位置づけの明確化 P. 19

【都市政策面】

○都市農地の評価を緑地にとどめず、様々な役割を積極的に評価、将来にわたり都市に有用な存在として明確に位置づけ保全する

【農業政策面】

○都市における都市農業の役割を十分に評価、将来にわたり継続されるべき存在として明確に位置づけ振興を図る

○「都市政策」と「農業政策」の両面から都市農業・農地を明確に位置づける必要
○都市農業の振興と農地の保全に関して政府が採るべき法制上の措置等を規定する「基本法」の制定が望ましい

都市農業・農地の制度の改善 P. 20

【生産緑地制度の改善】

○生産緑地指定の面積要件は、地域の実情や農業経営上の必要性を配慮し、引き下げを可能とすべき

【「特定貸付け」制度の生産緑地への適用拡大】

○生産緑地が一般農地と同様に、貸し付けても相続税納税猶予が適用される「特定貸付け」制度の対象となるよう、「農業経営基盤強化促進法」に基づく貸付等を可能とすべき

【相続税納税猶予制度の適用拡大など相続税の負担軽減措置】

○相続税納税猶予の適用外となっている農業用施設用地等にも、一定の土地利用制限のもと納税猶予措置を拡大するなど、相続税の負担軽減措置

第4章 新たな東京農業の展開を図る体制づくり

農業者や農業団体の役割 P. 23

【農業者や農業団体の役割】
○農業者は、新鮮・安全・安心な農産物の生産とともに、農業・農地が果たす多面的機能を十分認識し、その発揮により地域に一層貢献
○農業団体は、農業者への営農支援、農地の利活用や新規就農を促進するとともに、農業・農地を活かし積極的に地域貢献

【都民の役割】

○都民は、農業者との相互理解を深め、農産物直売所や農業体験農園等の活用、援農ボランティアや新規就農など、東京農業の支え手として主体的に参画

【都、区市町村、国の役割】

○都は関係機関との連携を強化し、各地域特性に応じた施策展開や新技術の開発・普及、区市町村は、基礎自治体としてきめ細かな施策展開
○国は、営農活動が活発に行われている都市農業についても、農業者が経営を継続できるよう、地域特性を考慮した施策展開を図る必要